

衆議院 農林水産委員会 議 録 第 七 号

昭和六十一年三月二十五日(火曜日)

午前九時三十分開議

出席委員

委員長 大石 千八君

理事 衛藤征士郎君

理事 島村 宜伸君

理事 串原 義直君

理事 武田 一夫君

理事 上草 義輝君

理事 鍵田忠三郎君

理事 菊池福治郎君

理事 鈴木 宗男君

理事 月原 茂皓君

理事 林 大幹君

理事 堀之内久男君

理事 三池 信君

理事 上西 和郎君

理事 新村 源雄君

理事 辻 一彦君

理事 細谷 昭雄君

理事 水谷 弘君

理事 伊藤 英成君

理事 津川 武一君

理事 出席國務大臣

農林水産大臣 羽田 孜君

出席政府委員

農林水産大臣官

房審議官 吉國 隆君

農林水産省経済

局長 後藤 康夫君

農林水産省構造

改善局長 佐竹 五六君

農林水産省農蚕

園芸局長 関谷 俊作君

農林水産省畜産

局長 大坪 敏男君

農林水産省食品 鴻巣 健治君
流通局長

委員外の出席者

農林水産委員会 羽多 實君
調査室長

委員の異動

三月二十五日

辞任

駒谷 明君

稲富 稜人君

同日

辞任

小谷 輝二君

伊藤 英成君

補欠選任

小谷 輝二君

伊藤 英成君

補欠選任

駒谷 明君

稲富 稜人君

三月二十日

生物系特定産業技術研究推進機構法案(内閣提出第二七号)

農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第七六号)

農林中央金庫法の一部を改正する法律案(内閣提出第七七号)

同日

土地改良事業等に関する請願(津川武一君紹介)(第一六四三号)

同(辻第一君紹介)(第一六四四号)

同(林百郎君紹介)(第一六四五号)

同(藤木洋子君紹介)(第一六四六号)

同(三浦久君紹介)(第一六四七号)

同(網岡雄君紹介)(第一七五六号)

同(駒谷明君紹介)(第一七五七号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

土地改良法及び特定土地改良工事特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第一五号)

農業協同組合併助成法の一部を改正する法律案起草の件

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案起草の件

農業改良資金助成法による貸付金等の財源に充てるための日本中央競馬会の国庫納付金の納付等に関する臨時措置法案(内閣提出第二八号)

○大石委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、土地改良法及び特定土地改良工事特別会計法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。細谷昭雄君。

○細谷(昭)委員 時間が非常に短くなったようでございますので、私は端的に、今回の改正の問題について三つぐらいの点に絞って質問したいと思います。答弁につきましては、大臣並びに局長からは簡潔にひとつお願いしたい、こういうふうなあれですけれども、聞きづらいと思えますけれども御容赦願いたいと思えます。

第一に、今回の第三次土地改良長期計画というものについての達成の問題でございますけれども、今回の改正によってこれらの長期計画がどの程度に達成できるのか。この達成度については、この計画を前提にしておりますいわゆる「農産物の需要と生産の長期見通し」及び「八〇年代の農政の基本方向」これの実現というものが危ぶまれているという状況から、これは当然見直さなければならぬのではないか、こんなふうに思うわけ

でございますが、その点いかがでしょうか。

○羽田國務大臣 第三次土地改良計画は、農地面積五百五十万ヘクタールを確保するために必要な四十七万ヘクタールの農用地造成を行うとともに、農地の整備率を七〇％に向上させる、これが主な内容でございます。「八〇年代の農政の基本方向」等の農政の長期ビジョンと密接に関連しておるわけでありまして、計画の進捗率は現下の厳しい財政事情のもとでおくれぎみで推移しておりますけれども、食糧自給力の維持強化、農業生産の再編成、生産性向上などの農政の課題に対処するため、今後とも計画の達成に努めてまいりたいというふうに考えております。

なお、現行の農政の長期ビジョンにつきましては、現在農政審議会におきましてこれまでの成果などの分析、検討のための、いわゆるフォロアップのための作業というものを進めていただいております。

○細谷(昭)委員 こういうふうな長期計画そのものにつきましては、これは閣議決定その他極めて重要な権威づけをしておるわけでありまして、現在の達成率という点では非常に低いわけでございます。たった四年という経過ではございますけれども、事業費ベースで二・九％、面積ベースでは一六・五％の達成率ということでありますので、極めて低い、したがって今回の改正というものが生まれてきたのではないかとこのように思うわけでありまして、改正のねらいで最大のものは何でありましょうか。

例えば工事を短縮するという点、それからいわゆる財政投融資を持つてくることによつて四百億のいわば枠がふえる、この枠の中身の問題、こういう点を考えますと、当初ねらっております事業の短縮がどれだけできるのかどうか。そして、短縮するとすれば当然農家負担、受益者負担とい

うのが減るわけでありませぬ。どれだけの負担の軽減になるのか、これを具体的に、計量的にひとつ示していただきたい、このように思います。

○佐竹政府委員 今回の法律改正は、端的に申し上げまして事業の促進、工期の短縮でございます。ただいま具体的に説明をということでございませぬので、今回の改正によりまして浮きます国費が二百八十億程度節約されることになるわけでございます。これを国営事業を中心といたしまして、関連いたします国営附帯の補助事業等にも活用することによりまして四百三十億円の事業量が拡大されるわけでございます。具体的に中身を申し上げますと、一般会計国営事業は二百三十億円、それから従来の特例会計事業は約六十億円、それから補助事業が百四十億円の事業量の拡大が図られることになるわけでございます。

これに伴います工期短縮の効果でございますけれども、これは国営事業の従来的一般会計でございますと平均的な工期が従来二十二年であったものが二十二年に、従来の特例会計事業でございますと十四年であったものが十三年、このように短縮されることになるわけでございます。

○細谷(昭)委員 先日の参考人の意見聴取からしましたも、東大の今村教授が、恐らく今回の改正をいたしましたもせいぜい一年の短縮ではないか、こんなふうに指摘されておりましたけれども、この一年ぐらゐの短縮ということでは、それだけの負担軽減になるのか、そのことをもう少し詳しく、今の推計の試算で結構でありますからお示し願いたいと思います。

○佐竹政府委員 工期の短縮をいたしますと、当然のごとでございますが建設利息の節約になるわけでございます。これが現在の平均残高から、正確に数字を今、手持ちしておりますけれども、十数億程度の金利が軽減になりまして、そのことが直接農民負担の軽減につながることにございませぬでございます。

○細谷(昭)委員 つまり今回の改正は、農林水産予算がだんだん削られてくる、そのかわりに別か

ら持つてくるということが主でありまして、都道府県なり農民の負担の軽減ということには直接的には余り効果がない、このように判断せざるを得ないと思つておられます。

問題は、これは一番大臣に頭の痛いところでありませぬが、今のように農林水産予算が行政改革という名のもとにどんどん落ち込んできておる、これは衆目の認るところでありまして、したがってその衝に当たつておられます大臣は大変な問題だと思つておられるか、この農林水産予算の落ち込みにどう歯どめをかけるか、そしてこれをどのように増額に持つていくのか、これが我々がこれから考えなければならぬ最大の問題だと思つておられます。

今回の改正も、今局長がお答えになりましたように、実際は落ち込んでいくので何としても補強しなければいけない、そのための改正だということにたられるわけでありませぬ。しかし、この部門ばかりではなくて、構造改善ばかりではなくて、実際問題としていろいろな点で農林水産というのが全体の政治の中で落ち込んでおる、我々にとつてはゆゆしき問題だと思つておられます。この増額のために私は何としても国民の一つの合意を取りつける必要があると思つておられます。

その第一に、日本の国内農産物というのはどうしても高くつく、この高くつくものをどう負担するかという合意をどうしても取りつけなければいけないと思つておられます。今のうちに安ければ外国から買つてくればいいという考え方に立つ限りでは、農林水産予算というものは増額できないと思つておられます。そこら辺のコンセンサスを何としても取りつけなければいけない。構造改善の問題について言いますと、私は幾らでも高くしてもいいというわけではありませぬから、国内農産物のコストを少しでも下げるといふ点では、ひとつ思い切つてこういう構造改善的な生産基盤に関する工事というものは全額国庫負担にすべきじゃないか、政府はそれをまず一つやるといふこと。第二に、私は、

消費者も生産物については、安全な食糧という観点からある程度高い負担をするということ。そして生産者は、自分たちの経営をいば最大限合理化をしていく、コストダウンをしていく、そのための努力をやらなくちゃいけないじゃないか。このいわば三方一両損みたいな三つの点、政府はそのために何をするか、生産者は何をするか、消費者はそれでもなおかつ高くつく日本の食糧、いわゆる農畜産物のある程度負担する。この三つの構えというものがどうしても今後必要だと思つておられます。大臣はそういうことについてどういふお考えを持っておられるのか。これから大臣は、そういうふうな農林水産予算全体、これに対して責任を持つていく立場でありますので、今回の予算は、極めておかしな話なんですけれども残念ながら大臣がつくつた予算じゃないわけですね。今後のそういう構え方について大臣の決意をお示し願いたいと思つておられます。

具体的に、今私が言ったコンセンサスを得るための三つの立場、これについて構造改善局長はどういうふうにお考えなのか。特にあなたの管轄しております例え農業構造改善では、私の従来主張は、基本的な、言うなれば排水路、これは全額国庫負担にすべきだ、さらには、現在の大規模な農道とか、そういういろいろな幹線道路その他があるわけでありませぬので、その部分をどれだけ全額国庫の方へ持つていくのか、このことが現在あなたに課せられておる課題だと思つておられます。その点で特にお答え願いたいと思つておられます。

○佐竹政府委員 特に制度的な問題、国庫負担の問題につきましては私からお答えし、それから、その三つの立場についての見解を大臣からお答えすることにいたします。

確かに最近の国営事業は非常に規模が大きくなりまして、その影響も農業のみならず非常に多方面に及ぶというところから、これを全額国費で負担すべきであるというのを御主張なされる学者先生は大変いろいろいらっしゃいます。確かに一つの考え方であるかと思つておられます。

す。しかしながら私ども、そのような非常に施設の規模が大きく、かつ影響が多方面に及ぶ事業であつても、土地改良事業として農民の申請のもとにその事業をやつていく、そして専ら農業の観点からその優先順位を決めていく、このような事業の仕組みに立つところに土地改良事業の特色があるわけでございます。同じような事業を私どもの土地改良事業の排水事業としてやる場合もあれば、一般の河川の河川工事としてやる場合も事実あるわけでございます。しかしながら、やはり土地改良事業の特色といたしましては、農民のインシアチブで農業的な見地からその順番を決めていくというところにあるわけでございます。

そのような観点からやはり農民負担を伴うという仕組みができておるわけでございます。これを一般の河川工事あるいは道路事業と同様に農民負担なしでやるということになりますと、建設省の公共事業との区別がつかなくなるわけでございます。私どもとしてはやはり現行の事業の骨格、今申し上げましたような意味での骨格は維持しながら、しかもなおかつ、非常に事業の規模も大きくなり影響も大きいわけでございます。それから、それに伴う農民負担をどのように皆さん方に御納得いただける水準にするかということ工夫してまいりたいと考えておるわけでございます。

○羽田国務大臣 確かに今、先生から御指摘がございましたように、農林予算というのはこのところ非常に厳しい財政事情の中で全体的に減額になってきておるといふことは、もう事実であります。これはもう既に御案内のとおり、国全体の財政、取入というものが非常に厳しくなつておるといふこと、そこへもつてきて例の国債、こういうたものを償還しなければいけない、こういうたものに相当ウェイトがとられるために、これは農林水産予算だけでなくて、残念ながら福祉ですとかあるいは教育ですとか、残りといった面でも実は減額させられておるといふのが現状であります。そういう中で、先ほど来ずっと御審議いただいておりますように、私どもとして、この減額され

すれば、どうしても政府、国家の責任において安定的に安全な食糧を供給する、そのことが大きな責務になってくるわけでありまして、そのために政府と生産者と消費者である国民がそれぞれ負担をしなければならぬ、この原則、このことをいかに国民の中に広めていくのかということが問題なわけでは。

その合意があれば、単に財政が悪いからといって、財政が悪ければみんな同じように低くすればいいわけですが、反面この五年間の行政改革のもとにおける国家予算の増減を見ましても、一様に全部下がっているわけじゃありません。外務省関係の海外開発援助費はぐんと上がっているのですよ。これはいろいろな背景があるわけですね。そしてまた防衛費も上がります。エネルギー対策費も上がります。国家の安全にとつて極めて重要であるという観点のものについては上げていくわけですよ。だとすれば、少なくとも食糧安保というのはそれと同じような比重で考えらるべきが当然であろう、こう思うわけでありまして。なのに、ほかのと同じようにむしろ中小企業対策費やこういった農林水産費が下げられておるといふ現実、このことに大きな憤りを感じるわけでありまして、こういう面についてのいわば政府内部における大臣の発言は極めて重要だと思ひますし、一部の安いものを買えばいいじゃないか、日本の農畜産物は高過ぎるという批判に対して大胆にどう発言されていくのか、このことが極めて重要だと思ひます。

これから国民のコンセンサスを獲得するために政府が何をなすべきか、農林水産省として何をなすべきかという大臣の具体的な方策がありましたらお知らせ願いたいと思ひます。

○羽田国務大臣 今先生から御指摘ありましたように、やはり食糧の安定供給というのは国家の安全保障と同様であろう、またその基本をなすものであるという御指摘、私も全くそのように考えます。確かに一部のみに、私からよそから得ればいいであろうという安易な考え方、特に今飽食

の時代と言われる中で食糧が身の周りに幾らでも積まれておるものですか。そういう安易な考え方が出てくる。また売る方にとりますと、日本の消費者のために我が国でつくった方が安く安定して供給できますよというふうな発言なんかにもよく私たちが触れることがあります。そういう中で、そういう考え方が横行するわけでありまして、けれども、しかし、先ほども申し上げましたように、食糧というのは基本的にその国である程度生産が過剰である、余剰である、また余剰の生産ができるという中でそれぞれの国に売って売られるのであって、その国が本当にちよつと厳しくなつたら途端にストップしてしまふということが現状であります。それと同時に、さあ農業は一体何を使っているのか、薬品は何を使っているのか、それも本当にチェックするということはなかなか難しいというところから、基本的にはやはりその国で生産するということが一番重要であろうと考えております。

そういう中で、私どもとして何かうまいアイデアはないかということでありまして、その知恵というのはなかなかそう簡単には出ませんが、しかし食糧というものがそういう要するに人間の生命を守るという一面、また別途のあれとしましてはやはり国土保全というものに大きな役割も果たしているんだということについても国民の理解を得て、幾ら安い食糧をあれしても国土保全というものがなされなくなつたらどうするんだということ、こういうことを訴えながら、私どもとしても厳しい予算の中でも、本当に少しでも生産性の高い日本農業をつくり上げる、足腰の強い農業をつくり上げる、そのための予算を確保するために地道な努力をしていく、地道な説得をしていく、これ以外にないんじゃないかなというふうな考えます。

○細谷(昭)委員 この議論につきましては、前の昭和五十九年の改正の際にもいろいろ議論をしたわけでございます。いかにして政府は政府としてコストを下げていくのか、そして生産者は生産者

としてどれだけ生産コストを下げるための努力をするのか。政府で考えているように、いわば面積を集積しながら大規模な農家をつくつていって生産費を下げていく、こういう方法もあるわけでありまして、どうも、思うように進んでいかぬ。だとすれば、どうしても農家の現在のコストを下げるためには、過剰投資をどう防いでいくか。機械等の過剰投資が日本の現状でございます。それを防ぐためには、思い切つた共同化といふか協業化といふか、幾たびかこれをやつては失敗をし、やつては失敗をするという試行錯誤を重ねておるわけでございます。しかし、何としてもこの過剰投資を防ぐためにはそれしか方法がない、こういうふうな思ひます。いかにして生産者のコストを下げていくのか、この点が一つでありますし、それから、生産者からは比較的高く買上げる、消費者に対しては安く提供するというのが基本でございます。現在の市場に任せるという方法から、さらにいろいろな生協の他を結びいゆる流通のパイパスをつくつていく、こんなことも政府がやれる一つの施策じゃないかというふうな思ひます。

今大臣からお話のありましたとおり、これという決め手のコンセンサスを獲得する方法というのはないと思ひますが、消費者、国民に対してはそれなりの生協を通ずる、消費者活動を通ずるパイパスをつくるという施策、生産者に対しては、農業改善ばかりではなくて、農政全般にわたるいろいろな指導、コストを下げる工夫、これも一生懸命やらなくちゃいけない。そうして、そのかわりに、今言いましたように農林水産省としては何ができるか。基本的には農林負担を軽くするという観点での構造改善事業の負担をなくしていく、私はこのことをさつきから強調しておりますように具体的な施策として進めていきたいと思います、このように思ひます。

このことによつて、なるべく早い機会に、少なくとも防衛費ばかり突出するといふのじゃなくて、食糧安保という観点に立つて、食糧問題だけ

は別ですよ、どんなに国家財政が厳しくともこの問題は民族の安全に関する問題だという点で、世論でも支持を受けるような農林水産予算の増額、このことに一日も早く踏み出していただきたい、このことを強く要求したいと思ひます。

時間がございますので、最後の問題に移りたいと思ひます。私は土地改良区の問題について取り上げたいと思ひます。今回の改正のようによつて、何となくこの第三次の長期計画を達成したい。そして、達成した際には、それぞれの地域農民が土地改良区というものに編入されながらこれを維持管理していくということになるわけでありまして。問題は土地改良区がどれだけ民主的に運営されておるかという問題であります。これは過ぐる昭和五十九年の改正の際に各党、特に野党の皆さん方からご指摘ございました。

その指摘を要約しますと、国民の税金によつて大幅に援助を受けながら土地改良その他構造改善をやつておる、それを統括しておるのが各単位土地改良区、その土地改良区を統括して各県ごとにやつておるのが県土連等、俗に言います土地改良連合会でございます。

この土地改良連合会がしばしば問題になっております。私も残念ながらまた取り上げざるを得ない。五十九年の議事録は既に局長もお読みだと思ひます。私もお読みだと思ひます。我が党の日野委員が具体的にいろいろな土地改良連合会の問題について言及をしております。土地改良連合会と土地改良政治連盟とは違うんだという言い方をしておるのですが、具体的に実際問題として土地改良区をやつておることの隠れみのみたいな形であることが一体できるのかどうか。これは法律論ではなくて、具体的に国民の前にあんな形で土地改良区が一堂一派の政治活動をやることか認められておるかどうか。これは常識なんです。私がなぜこんなふうな言ふかという、先ほども言いましたように、野党も与党もなしに、農村

出身議員はいかにして農林水産の予算をふやすかというところに超党派で取り組んでいるわけです。しかしながら、実際の現場で一党一派に属した政治活動をやっておるとすれば、特に野党の農村出身以外の皆さん方からは、あんなところに金を使う必要はない、こういう指摘が出てくるのは当然だと思われ、この指摘が中にも一党一派に使われるような予算の増額を控えるべきじゃないかという意見さえも一部に聞かれるわけであり、極めて残念な現状でございます。

このことにつきまして局長はどういう指導をされておられるのか、五十九年のこの指摘に対してどういう指導をされておられるのか、大臣はその後農林水産省としてどういう指導をされておられるのか、確とした御返答をいただきたい。我々はこの返答いかんによって今回の土地改良法の改正についての賛否を決めたい、こんなふうに思っているわけであり、

○佐竹政府委員 五十九年の議事録は私も読みまして、繰り返しはなるべく避けたいと思っておりますが、土地改良区と申しますか土地改良事業団体もその本来の目的に反しない範囲で一定の政治活動はできることは存じますけれども、今御指摘になられたような問題がございますし、特に土地改良区は強制加入の団体でございますし、それからまた賦課金の強制徴収権も認められているわけでございますから、その活動にはおのずから限度、節度があるのだからというふうに思うわけでございます。

その節度の理解につきましてなかなか幅があるところが難しいところでございますけれども、五十九年に御指摘いただきました、特に非常に具体的な問題として国会議員が会長を兼ねておられる方々についての報酬の問題が問題になったわけでございます。私もそのような団体につきまして個別に指導いたしました、これはそれぞれの方々の長さんの実際の活動が、あのときも問題になったかと思っておりますけれども、どのくらいその職務に精

励しているか、一般的になかなか難しいのではなにかという御指摘が日野先生からございましたけれども、最終的にはそれぞれの会長さんのお考えでございますので一律にはまいりませぬけれども、御趣意を体しまして指導した結果、それなりにその報酬額を切り下げるとか無報酬にされるとかいう団体が多くなっておるわけでございます、御指摘については一応そのような意味でこたえてい

らそしりを受けることのないように指導してまいりたい、かように考えておるわけでございます。○羽田国務大臣 土地改良区は、土地改良事業を円滑に推進する、そのための農業者の自主的な組織であるということであり、そういうことで、土地改良事業を円滑に進めていくために、その中にいろいろの問題を起すことにはやはり問題があるというふうに考えております。そういうことで、政治活動につきましてはそれぞれの各県土連としても誤解されることのないように節度を持ってやはり進めていく、それが必要じゃないかというふうに考えています。

○細谷(昭)委員 局長、今大臣がお話したこと、これを通達で各県土連、各土地改良区に流しますか。そのことによって、今後十分に皆さん方が国会で答えていることを具体的に実行に移しているかどうかという尺度にしたいと私は思うのですよ。通達を出しますか。

○佐竹政府委員 先ほど申し上げましたように、節度ということの理解はなかなか難しい問題でございます、それから事務上の性質上非常に微妙な問題でございますので直ちに今ここでお約束することはいいたし兼ねますけれども、ひとつ内部で検討させていただきますかと思っております。○細谷(昭)委員 この問題につきましては、私たちの考え方もありますので、ぜひ理事会でこの問題を取り上げていただきたい、このように思いますが、いかがですか。○大石委員長 理事の皆さんお聞きになっていま

したか。——これはまた後ほど理事の皆さんと協議させていただきます。

○細谷(昭)委員 終わります。

○大石委員長 辻一彦君。

○辻(一)委員 私はきょう、法案審議に絡んでかねてから懸案になっておりました国営農用地開発事業等の償還条件の緩和等の問題、さらに農家負担の軽減問題について二、三質問いたしたいと思

います。その前に大臣にちょっとお伺いしたいのでありますが、何か所か私もずっと国営の農用地開発その他かん排等を見て回ったのでありますが、その中で、国営の土地改良事業が規模が大きくなりまして、前にも論議されましたが、設備が近代化をされてくる、明渠は暗渠に、地下にパイプというようにどんどん複雑化をしていく、こういう中で工事完了後の設備の維持とか管理経費が非常に大きくなっていく懸念が多いと思っております。こういう点で、国営土地改良事業の維持管理について将来の助成が必要でないか、こういうふうに思いますが、これに対して今後どう考えておられるか、この点をまず一つ伺いたいと思っております。

○佐竹政府委員 国営事業、特に最近造成される施設につきましては先生の御指摘のとおりの内容を持つものが多くなっております。しかしながら、財政の一般的なルールとして維持管理費には金を出さないというルールがほぼあるようでございまして、これは農業施設に限らず、農林省の農業施設はもろんであります、その他の各種の施設についても維持管理に直接補助金等が出されている例はないようでございます。

しかしながら、私どもとしては、先ほど先生の御指摘のあるような実態も踏まえまして、そのような施設については何らかの意味の公的な管理に移して農家負担を軽減していくという方向をとりますと、例えば国営の直轄管理の拡大、それから国営造成施設の泉管理補助の拡大、今年度も一つ頭首工を泉管理補助の対象に加えることといたし

たわけでございます。その他施設の整備についての助成措置の拡大、それから維持管理についての技術指導、いろいろ知恵を絞って、一般的な財政のそういうルールのもとでも、維持管理に対する助成をやらぬというルールのもとでも、実質的に農民負担の軽減に役立つように、それからまた非常に高度な複雑なテクニクを要する施設については公的管理が行われるように、毎年努力しているところでございます。

○辻(一)委員 もう二点だけちょっと関連して伺っておきますが、同じように国営の土地改良事業が大規模化すると、道路であるとか河川をかなり取り込む工事が進んでくる、そうなりますと事業費が非常に拡大をするのですが、これは公共的な役割から考えると公共団体の負担というかそういう分野にかなり考えてもらわなければならない点があるんじゃないかと思うのですが、これがこれから非常に問題になると思っています。この点いかがでしょうか。これは要点だけで結構です。

○佐竹政府委員 大規模な排水施設とか基幹道路につきましては、御指摘のようなこともございまして、現実には各市町村等が負担している例が多いわけでございますが、その財政的な裏づけについて自治省等とも今後いろいろ協議してまいりたい、かように考えております。

〔委員長退席、島村委員長代理着席〕○辻(一)委員 これは自治省との協議等ということに既に触れられたので三項目はもう割愛しますが、国営の工事遅延、全体の事業費がかさむ、農家にはなかなか多くの負担もかけられぬとなると、間に挟まった自治体が相当犠牲を払っているという状況で、今までは何とかやれたにしてもこれは地方財政も非常に困難になっていく中で容易でないと思うので、こういう公共面の分野については自治省と十分協議をさせていただくようにお願いしたい。これは大臣にもひとつ強く要望しておきます。そこで、この改正案の法案審議で提案趣旨は何回も伺ったのですが、それによると国営土地改良

事業の事業量の拡大、確保、それからその促進、
こういふところに今度の改正法案のねらいがある
ように思いますが、従来方式による特計方式にお
ける幾多の経験から何か学んだというか、その経
験を生かしたという考え方がこの法案の中にあら
われないのかどうか。この点について、これ
はひとつ大臣に伺いたいと思うのです。

○羽田国務大臣 先ほど来御指摘がありますよう
に、公共事業の一つの制約がございまして工期が
遅延しておるといふのが現状であります。このた
めに今回の改正法案では、新たに従来の一般会計
の事業費の一部にも財投資金を活用して、国の財政
資金というものの効率的な運用を図っております。
なお、国営事業を中心とした農業基盤整備全
体の促進をそれによって図ろうとしておるところ
であります。

なお、大規模な国営土地改良事業につきまして、
事業費が大きいことから、この新しい制度によ
ても相当の工費を要することになるため、受益者
の要請など地区の状況を勘案しつつ、より一層の
事業量の拡大を図り得る従来の特別会計制度を活
用し、事業の促進を図ってまいりたい、こんなふ
うに考えておるところであります。

○辻(一)委員 それは大変結構なんです、私の
伺いたい一つは、従来の特計方式によれば農家負
担も財投等を受けてこれでやる、こうなってお
るわけですね。ところが、今度はその農家の負担
分は国の一般会計と同じように国費による立てか
え払いである、こうなっておりますね。もし、事
業量の拡大だけを目指すならば、農家負担分も財
投を繰り入れればそれだけ事業量はふえるわけ
ですから、それだけがねらいであるならばそうな
っていいのではないかと。しかし、そうでないこ
ろには、これはやはり、個々の農家に財投の資金
を導入すれば、金利の変動等によって重い負担が
かかる懸念があるという過去の経験にかんがみ
て、この法案が、表には出ないけれどもこういう
点があるのではないかと、この点をひとつお尋ね
をしたい。

○佐竹政府委員 従来の特別会計方式にいたしま
すために、切りかえるためには、これは当然のこ
とでございしますが、先生、今御指摘になったよう
な問題もございしますので、同意をとらないとで
きないわけでございます。端的に事業量をすぐ
拡大させるためには、農民負担には影響ないよう
な措置にしておくことが必要になってくるわけで
ございまして、今回、事業量の拡大、工期の短縮
をすべての事業についてやるためには、やはり同
意手続等をとるといふことになりまして、これは
実際問題といたしましてすべての事業、国営事業
についてそれをやることは不可能になりますの
で、そういう観点からこれは今回提案したような
仕組みにしたわけでございまして。

私もはそういう趣旨でございしますが、先生の
ような見方をすることもそれは可能と申します
か、それなりに理由はあろうかと思ひます。
○辻(一)委員 大臣、この法案のねらいはよくわ
かるのですが、もう一つその点が、そういう経験
が生かされなければいかにぬと思うのですが、この
法案の中に生かされていくのではないかと私は思
うのですが、いかがですか。

○羽田国務大臣 今、局長が御答弁申し上げたと
おりであるということでしょうか申し上げられないと
思ひます。
○辻(一)委員 そういう考えもあるでしょうとい
う局長のごです、それですと申しますが、や
はり財投をつぎ込んで早くやるねらいが、金利の
いろいろな動きによって農家の方に思わぬ負担も
かかってくる、だからこれでは同意もとりにくい、
こういう点からここはひとつ外して、農家の負担
の軽減しやすい、軽い方でやってみよう、このね
らいがこれの中に多分にあるように私は感じます
ので、そういう考え方もあるだろうということ、今
確認をいただいたので、それはいいですね。――
その法案が可決されて適用されるようになると、
新しくやることあるいは今までの一般会計でや
っておった国営事業はかなりいい点が出るだろう

と申すのです。しかし、五十一年に出発した全
国七地区に特別会計の従来方式というのがそのま
ま残っておりますが、これは新しいのに切りか
えるわけでないようでありまして、そうすると
やはり問題点は残されたままになっておる。した
がって、こういう従来方式の特計地区に対してど
のような配慮と対策を考へているかということが
大事だと思ひますが、これも時間の点からそう長
い御説明は要りませんが、要点を伺いたい。
○佐竹政府委員 七地区のうち、既に工事の完了
しました美々津、それから青蓮寺、それから坂井
北部等につきましては、おっしゃる通りに特別な
メリットが出ないわけでございしますが、現に事業
をやっておりますその他の地区につきましては、
今回の措置によって浮きました事業費は事業費拡
大に使っております。例えば、国営農用地造成の
五十一年度着工以降の特別事業である藤沢地区と
かね代地区、これは藤沢の場合は十六億が十八億
に、かね代は十八億が二十五億というふうにはや
り事業量をふやしてわけでございまして、それなりのメリ
ットは及んでおるわけでございまして。
○辻(一)委員 改正案はそれなりに前進であると
思ひますが、過去の経験をいろいろ生かして七つ
の地区にも特に配慮をして、やはりこの改正案の
適用を受ける地区に横並びに十分なるように、上
り以上の努力をひとつお願いしたいと思ひます。
そこで第二として、既に論議をされましたよう
に、今七つの特計地区、特に償還問題に当面する
四地区等の一番大きい問題は、工期遅延による事
業費の増大、結果としての地元負担金の増大であ
って、これによって償還がなかなか困難になつて
いるという点にある。この点は、私は昨年の四月
二日に約一時間この問題について論議しましたの
で、大臣、これはちょっと国会の論議も頭に入れ
ておいていただいて、その上でこれから質問をし
たいのですが、一応読んでいただいたと思ひま
す。いかがですか。

○羽田国務大臣 ちょうだいをお願いしてございま
す。
○辻(一)委員 それでは、それをこらうたいだ
いたという前提に立って質問を二、三いたしたいと
思ひます。
例えば、例として私は一番よく見ている坂井北
部の国営農用地開発総合事業について触れたいと
思ひますが、国は第一回の計画変更のときに、特
計導入によって一般会計よりも早く、かつ、償還
金も少なくなるという説明をしておりますが、
ね。実際はそういう指導をしているというふう
に言えると思ひますが、これを信じた農家や土地
改良区が同意したという経緯があります。ところ
が、実際は特計は工期がおくれているか高い地
元負担、償還金になってきた。今私はどこにそ
ういふ問題の責任があるかということ論議したい
と思ひませんが、事実としてはこういう経緯が
あるということですね。
そこで、国鉄の場合に特急に乗りまして時間
がおくれた。私もゆへは雪でおくれてしまつて、
二時間半ほどおくれたのですが、一般の方には特
急料金を払い戻してあります。同様に、工期が六
年ほどおくれることによつて起こったところの利
子増等による負担はかなり重いのですが、国鉄特
急料金を払い戻しに準じて配慮を、対策を講ずべき
ではないかと思ひますが、この点はいかがでし
うか。
○佐竹政府委員 確かに五十五年完了というこ
とで特計事業に移したわけにもかかわらず、六十
一年までかかったわけでございます。しかしなが
ら、私どもとしてはそれなりに努力はしたつもり
でございまして、五十一年度と五十二年、特計移
行前と比べますと一・九倍、二十一億事業費をつ
けて、最高の年度では三十一億くらいまでつた
わけでございますが、遺憾ながら五十五年以降の
公共事業の抑制それから諸般の事情による事業費
の増高等もあつて今年までかかったわけござい
ます。
最終的には私ども、各受益者の方々に御納得を
いただくために同意の手続をとるわけございま

す。そのような意味で、私どもとしては受益農家の方々に御納得のいただけるような説明もしてまいりたいと思ひますし、建設利息についても県それから地元でそれぞれ御負担をいただいて、それに御納得いただけるような説明をしまひたい、こういうふうな考えをしております。

○辻(一)委員 確かにこれは同意をしてそしてやるのですから、これは当然ですね。

ただ、ちょっと私は指摘をしておきたい。それは責任論を言うのでなしに、こういう事実があったというのを頭に入れてほしいという点からですね。要求して農林省からもらった資料にも、昭和五十年の十月に「国営坂井北部総合農地開発事業の計画変更について」というので、現地の農林省の事業所と土地改良区が連名で出しておる説明資料がありますね。私は、縮小版を資料でもらひまして拝見しました。これによって農家はそうかなというところで同意をしたと思ふのです。

ところが、これをやるには土地改良区が理事会を開いて、そしていろいろの論議をして、こういう方針を、特計を導入してやろうというのを決めたいわけですね。その理事会のときに国がどういふ説明をしているかというのですが、これはちょっと申し上げると、私は、昭和三十八年にこの坂井地区等敷倉地で生産大学という農家の学習運動を起して以来、二十年随分農村の關係には知り合ひが多いものですから、いろいろな懇談会に行くと昔の資料を引き出していろいろ見せてくれるのです。たまたまそういう懇談会を何回かやっておる中で、こういう経緯があったということ、私に古い資料、五十年の出してくれたのですが、これをちょっと大臣と局長に見てほしいのです。

その一枚目はもう時間の点からいひのでありますが、二枚目の半ばから「特別会計制度導入の必要性」というのがあって、これは読んでいただくようになりますが、こうありますね。

事業所において今後の事業進捗予測を現時点で検討してみると次のことが考えられる。

現行一般会計のもとで年度事業費の伸び並びに物価上昇をそれぞれ一〇%と想定して完了年度を算出すると昭和六十三年度が見込まれ、五十年年度以降事業費百四十五億円は三百七億円に増加し、総事業費は三百四十二億円となることとが予想される。これを基礎として受益者の十アール当年賦償還金を算定すると三万二千百円となる。

一方特別会計に移行した場合物価上昇を一〇%と仮定しても、昭和五十五年事業完了が期待でき、五十一年度以降事業費は百四十五億円が百九十億円に増加し、総事業費は二百二十五億円程度にとどまる見込である。これを基礎として受益者の十アール当年賦償還金を算定すると二万二千二百円となり、一般会計の場合より三割程度償還額は少くなり、特別会計の方が有利となる。

更に工期の短縮により早期に事業効果が発生することとなるので、当地区においては積極的に特別会計制度を導入して年度予算の大幅な増額を計り事業を早期に完成させることが得策と考えられる。

これは、当時事業所が理事会に説明しておるわけです。この問題は私は去年の四月二日に論議をしましたから、詳しくは言いませんが、こういう説明を受けて、そして理事会も、なるほどそれなら特別会計でいこう、また、それを受けて一枚のパンフレットがつくられて、一般農家に配られて、農家もそれならやましよう、こうなつたと思ふのです。同意というのはそういうふうな得られたいとおると思ふのです。そういう点から考えてみると、単純に、当時農家の皆さんが特計はやはりいいんだということ同意をしたということですね。

そこで、事情は非常に変わつてきたわけですが、私も実は五十一年三月の今ごろと思ふのですが、土地改良改正案を参議院で審議をして、その社会党の責任者をやつておつたこの論議をしたので

す。私自身も、この特計制度はそういうようにして農家にプラスする、地域にプラスする、こういう判断で賛成をしたものですから、一半の責任はそれを承認した私たちにもあると思ふのです。だけれども、事実としてこういう状況が起きているとすると、今、二万一千円が、農地造成五万五千円、区画整理、水を入れると七万五千円、水田の区画整理、水九万五千円の年償還額では、農家の皆さんも米一俵にしてくれということ運動論として今やっておりますが、そう言うのも私は無理のない点があると思ふのです。もちろんそういう経緯の中でのいろいろな事業がふえることの御説明があったことは知っておりますが、大筋はこういうところから出発している。

そして今日に至つていふとすれば、さっきの特急金の払い戻しではないが、本来ならば制度的に考へるべきであるが、これが制度的に困難であるならば、特別な救済対策をどういふことに対して国としては考へるべきではないか、こう思ひますが、これについて大臣の所見をお尋ねしたい。

○羽田国務大臣 先ほどの特急料金の払い戻しにつきましては、先ほど局長があれされたとおりであります。また、そういうことでもありますので、五十一年特別会計の振りかえ時におきましても対前年比で一九一%ですが、そういうふうにして相当な予算というものをつけながら早期完了というものを図つてきたということでもあります。

そういう努力をしておるわけでありませうけれども、今御指摘のごさいますしたるもろもろの背景の変化といふものがあつて、負担がどうしてもふえざるを得ないという点については本當に遺憾に思つております。

○辻(一)委員 私は、今度は農家の経営の中から償還金を生み出す可能性があるかどうか、このことについてもう一点お尋ねをしたいと思います。先ほど申し上げた数字、年償還額が農業者の負担能力の限度を超えるのではないかと懸念がいたしますが、この点について簡単に結構ですが、ちょっとお尋ねしたいと思ひます。

○佐竹政府委員 私どもは、計画変更に際しましても、その事業費の増高と発生する受益によつて計算される投資効率が一以上になること、それからもう一つ、農民負担が増加所得に対しておおむね四〇%以下になるような指導をしていられるわけでございます。変更計画について仮に当初の割合で試算いたしますと、受益農家負担の年償還額は先ほど御指摘のあつたような数字になるわけでございます。農家によつては事業費償還の初期においてはかなりの負担となる場合も予想されるわけでございます。しかしながら、その経営が安定した際には四割の以内におさまるといふふうな見通しを得ているわけでございます。

○辻(一)委員 実は私、一昨晩、この地区における二・五ヘクタールから五ヘクタールくらいの十人四人の専業農家の皆さんから一晩いろいろな実態を聞いてみました。そこでは、償還はなかなか困難であるという話は出て、個々の経営でどれだけの所得があつて、どれだけの経費が要つて、家計費が幾ら要つて、残りがどれだけで、償還が幾らでどうなるか、こうなるとみんなの前ではなかなか話ができな。

それで、きのう個々の農家を何軒か訪ねて、青色申告の内容等も見せてもらつて具体的な数字を見てみたのですが、それを紹介する時間的ないともありますが、要点だけ申し上げると、例えば水田二ヘクタール、畑一ヘクタールの三ヘクタール、この大まかな水揚げ所得が一千万で、所得率が〇・五から六として五百五十万から六百万の所得になっております。そして、この家族だと三十万から多いときに四十万、普通三十万台、大体毎月の生活費が要る。だから、年にはやはり四百万要るといふんですね。そうしますと、去年は作柄が割とよかつたので二百万くらい残つていて、償還額は計算すると百五十万になるが、去年の場合はこれだけ働いて五十万残るといふことになる。しかし、一昨年は状況がよくなくなつたので経営の中で百万しか余裕がなかつたというのです。そうしますと、この百五十万の償還を払つて

分話し合つてまいりたいと考えております。

○辻(一)委員 これは一遍担当大臣として、かつ構造改善局の重要な課題として昨年末は取り上げたわけですから、それが別途協議で持ち越されておるとすれば、やはり大蔵大臣と話をしてみたいか、あるいは対策を講じてほしいと思っておりますか。

○羽田国務大臣 この点につきましては、佐藤前大臣からも私も引き継ぎを受けておりますので、これからは話し合つてまいりたい、かように考えております。

○辻(一)委員 では、時間が来ましたので、最後に一点だけお尋ねします。

今、福井県の坂井地方一帯に福井平野開発計画というのが農林省で採択されて建設段階に入ろうとしておりますが、これは有名な九頭竜川の堰堤、頭首工が非常に傷んできているので、これを改修して用排水路を整備しようというので、国費三百億、県費百億で当面四百億ですが、その他いろいろの附帯を含めると八百億を超える大きな事業であると言われております。ところが、坂井北部の例から言ってみると、農家の皆さんは将来また負担が非常に重くなるのではないかと、この心配を現実に随分している。冬のうち私が回つた中でも、そのことを至るところで聞くわけですね。

そこで、この改正法案が決められて適用されるときに、従来の国営一般会計における事業よりも農家の負担が重くなるというところは、この条文を読む限りには思いますが、念のために、そういう心配がないかどうか、このことをひとつ伺っておきたいと思つております。

○佐竹政府委員 今回の制度改正の仕組みからいって、そのようなことはございません。

○辻(一)委員 それでは、時間が終わりますが、大臣、土地改良は大変大事な問題でありますので、この法の施行に当たつてもひとつ重大な決意でこれから御努力をいただくように、農林省の幹部の皆さんもお願いしたいと思います。

○大石委員長 武田一夫君。

○武田委員 私で最後でございますが、時間が随分詰まっておりますので三三三だけ質問して終わりにさせていただきますので、要点を、しかも前向きな答弁をお願いしたいと思つております。

私たちは、土地改良法及び土地改良工事特別会計法の一部を改正する法律案につきまして、現地を視察いたしましたり関係者と懇談をしたり、あるいはまた先日の参考人の御意見などをお聞きいたしまして、いろいろと勉強したわけでありまして、その中でやはり共通して出てきたのは、農業を取り巻く環境が非常に厳しいということに触れて、特に、土地改良事業の工期の大幅な遅延の状況が農家の負担を大きくしているという声が多く、これが農業経営に大きく影響するものがあるという声が出てまいりました。そして、それはさらに食糧の自給率の向上や農業生産の再編成や農業構造の改善を進める上で大きな障害になっているという声が、大体どこへ行っても出てくる共通の声でございます。

そこで、私は今回の改正を契機に、政府はこうした問題を率直に受けとめまして、工期の遅延の回復を図ると同時に土地改良事業が円滑に進むような万全の対応をしていただきたい、このことをまず要望して、締めくくりに意味で三三三質問をいたします。

一つは、大臣にお尋ねいたしますが、土地改良事業が農業で果たしている役割をどういふふうか、評価をされているか、また、基盤整備の社会的効用をどういふふうにお考えであるかという問題をお尋ねしておきたいと思つております。

○羽田国務大臣 まず第一点からでありますけれども、農業生産基盤の整備開発を図ることによりまして、農業の生産性の向上あるいは需要の動向に即応した農業生産の拡大ですとか農業構造の改善等に資するものである、まさに農政上の一番の基本的課題であるというふうにお考えしております。

それから、社会的効用につきましては、これをすけれども、圃場条件ですとか水利条件、これを

改善することによりまして、農業生産性の向上、農業構造の改善、農産物の安定供給、これに直接貢献しているばかりではございませんで、さらに国土の均衡ある発展、国土の保全、土地あるいは水利の秩序化など多くの社会的な効用をもたらしておりますと考えております。

なおまた、土地改良事業につきましては、事業費に占める用地費などの割合が非常に低いこと、地域経済に対してもやはりこれをブッシュアップする大きな力があるのではないか、このように考えております。

ただ、先ほど来論議がありましたように、全般的に工事がおこなわれておることのために、今前段でお話がありましたように、私どもとしてもこの工期をおくれないようにいろいろ努力をしながら、やはり予算措置もしていかなければいけないというところを改めて痛切に感ずるところであります。

○武田委員 この事業は非常に重要な事業である、農業の基盤として大事なものは、人的資源と土地資源というものが二つ欠かれないものであります。それに、事業というのは投資した額の四倍の効果を地域経済に与える、こういう評価をされている。これは内需拡大においても非常に効果がある。労賃が高い、地元の中企業の皆さん方が仕事に携わることができ、あるいはまた用地買収というものに余り金がかからないということ、効果的なお金の運用ができる、こういうようなことと。それにもう一つ大事な点は、昭和五十八年四月に第三次土地改良長期計画において、閣議決定によってこの計画が決められているということが普通の計画とは違つた重要な問題を含んでい

る。そういうことで、これは安全総合保障という問題の中では重要な土地基盤を確保するという農業の最大の課題に取り組むということでございますが、残念ながら、最近の予算の状況、実績等を見ますと、そういうことから少し外れていると言つて誤解がありますが、弱く感じますというところ

でございますから、こういう大事な基盤整備の問題については、ひとつ最優先に予算の獲得と事業の迅速なる完成というものを私は要望したい、こういうふうにお考えをいたします。

そこで二番目に、そうした工期の遅延による地元負担に対する特別の配慮、特に従来方式の特別会計地区等における対応でございますが、聞くところによりますと、農家の負担が十年間で約二倍に増えているという、限界に近いという声もこれあるわけでありまして、そうした事業のおくれが当たり前という風潮はストップしなければいけないことは当然でございます。

そうした点におきまして、やはり農家の負担軽減のための国庫助成というものは格段の配慮が必要ではなからうかと思つております。特に、これから山間僻地の基盤整備に移行していきますと、これまでのような価格ではとても賄い切れな

い。結局、これは農家負担になる。しかも、平地並みの耕作による収量も期待できないということになると二重の苦勞でございます。そういうところへの十分な対応、御配慮をしていただきたいと思つております。

それと同時に、高度な機械設備になりますと維持管理という問題が非常に重要な課題になってくる。特にこれは農村地区の混住化傾向による関係もございまして、適切な管理運用が必要である。こういうところに対する手当てをしてやらぬと大変ではないか。専門家を一人用意しなくてはいけない、そうでなければ高度化された機械設備に対応できないということもこの間の参考人の意見等にごさいましたし、地元の土地改良の皆さん方もその点を心配されておる。こういう問題についてひとつ格段の対応、御配慮をお願いしたいと思つてございまして、これについての御決意を聞かせていただきたいと思います。

○佐竹政府委員 現下の土地改良事業の重大な問題点といたしまして、ただいま農家の負担問題それから維持管理問題の御指摘がございました。負担問題につきましては、まず何よりも工期が

延びることが一番の原因になっておるわけでござい
ますので、新規採択事業の抑制とか今回のよう
な措置による事業量の拡大、それからまた、でき
るだけ工法等についても工夫を凝らして事業費負
担の増高を防いでまいりたい、かように考えてお
るわけでございます。

維持管理問題につきましては、特に、施設が大
規模化し高度化して行くこと、土地改良施設を
めぐる社会的な環境が変わってまいりまして、端
的に申し上げますと、混住化社会に移行するに伴
っていろいろ問題点が出る、このようなこととご
ざいます。

施設の高度化、大規模化に対する対応といたし
ましては、さまざまな予算措置を通じて、実質的
に維持管理に伴う農民負担の軽減、公的な管理方
式の導入を図ってきているところでございます。

また、混住化問題につきましては、四十七年の
法律改正、それから五十九年の法律改正等を通じ
てそれに対応するような新しい仕組みを導入した
ところがございますが、これらが実質的にうまく
機能いたしますように、要は、農家の負担を適正
ならしめるとともに、地域住民全体から見ても問
題がないような適正な維持管理が行われるように
することにあらうかと思っております。すけれど
も、そのような方向に今後とも土地改良区の指
導をしてまいりたいと考えておるわけでございま
す。

○武田委員 維持管理費が土地改良の総支出の二
〇%ぐらいを占めるんだということが言われてお
ります。国土庁の試算では、二〇〇〇年にはそれ
が三割、二〇二五年には四割、しかもこれは公共
投資が年率三%伸びた場合である。ところが今の
ようにゼロだと、二〇〇〇年には三割が五割、二
〇二五年には九割も経費を食われるという試算を
しているのです。これは農林水産省も御承知だと
思いますが。結局これが改良区、いわゆる農家の
皆さんの負担にかかってくるということは極めて
心配でございますから、大臣、この点は特に今後
の大きな課題でございますので、これに対する十

分なる御配慮をお願いしたいと思うのですが、い
かがでしょうか。

○羽田国務大臣 基本的にはただいま局長から御
答弁申し上げたとおりでありまして、やはり農業
生産が本当に健全に運営される、これが一番の目
的でありまして、またそのために土地改良を進め
ておるわけでありますから、今局長の方から御答
弁申し上げましたようなことを十分に踏まえなが
ら、農家の負担をできるだけ軽減できるように、
そしてその効果というものが早期に発現できるよ
うな措置を私どもとしても進めてまいりたい、か
ように考えております。

○武田委員 三番目に、土地改良事業計画の作成
とその実施に当たりましては、私たちは前々から
衆参の農水委員会では十分に申し上げておいたの
であります。要するに関係者の意見を十分に反
映させるということ、そして導入作物あるいは地
形、地質など地域の実情に即して経済的かつ効果
的な施行に努め、それによって農家の負担軽減を
図るべきである。これが大事だということをおも
前の法案のときに申し上げておりました。参議院
の方でもこのような主張をしておるわけでござい
ます。

そこで、その問題につきまして以前若手大学の
石川先生が指摘されている点も申し上げまして、
土地改良については是正するべき点を何点か申し上
げたわけであります。

いろいろ聞きましたところ、以前土木屋的発想
による欠陥田の発生が心配されるという指摘があ
った。それは最近大変是正されました、農林省の
努力は評価しなければならぬということござ
います。しかしながら、それでもなおまだ大事な
問題が放置されているということでございますし
て、その点を申し上げて、その改善方法を御検討
していただきたいと思っております。

ば、今百万かかるとすれば、二十万程度でやれる、
どんなにかかっても三十万あれば大丈夫である、
そういうやり方があるのだ、こういうことであり
ますから、単純計算しますと、もしそれが五十万
だとしても半分で済む、事業量が倍になる、こう
いうことが事実のようでございます。

このようなことを考えますと、これまでずっと
米価が抑制される、それで土地改良の単価がどん
どんふえるというところは、とりもなおさず農家負
担の増大でありますから、農家の皆さん方が改良
事業に支払うお金はどこから持ってくるのかとい
うと、農外収入で支払っている人の方が多い。と
いうことは、農業を専業としている方々の影響は
一番深刻だ。それを考えるときに、こういう専門
家の意見や地元の関係者あるいは村、町、農協
等々の関係機関の御意見を十分に聞き入れたの工
法、対応というものが必要ではなからうか。です
から、例えば若い人に技術を習得させることによ
って経費が軽減できるものならそれもやってみる
かという地域があればやらしてみるか、という
う新しい方途を開くというふうな方向で農家の負
担を軽くする、そしてお金が効率的に使えよう
な方向に持っていく必要があるのじゃなからう
か、こういうふうに思います。

しかも、事業量が余り拡大せず、このままの状
態でいきますと、土地改良事業に従事する皆さん
方の仲間が全国で二万人ぐらいいはいるはずであり
ますが、こういう人たちがとばかりを受ける心
配があります。仕事が余りないのだから、おまえ
ら行革の対象だなど言われたらどうするのだと
いうことを考えると、農林省の土地改良技術者は
優秀であります、この方々をそういう心配に陥れ
ないためにも、適正な事業量、そしてまた工期が
スムーズにいくように、それによって農家負担が
軽減されるように、こういう専門家の意見は尊重
して、本当に単価が半額でできるものなのか、こ
ういうことも検討しながら、できるならその方向
でしっかりと土地改良の道を今回の法改正を
一つの契機としてやってほしいな、こういうこと

でございますが、この点についての御所見と御決
意がございましたらお尋ねをいたし、もししい答
えが出ればこれでおしまい、そうすると十分早く
終わるということでございますので、明快な御答
弁をいただきたいと思っております。

○佐竹政府委員 まず若干事務的に私から御説明
しました。後から大臣がお答えいたします。

私ども、事業費の節減につきましては常日ごろ
から努めているつもりでございます。五十七年に
も今先生の御指摘のございましたような趣旨も踏
まえて通達しているところでございます。今後と
もやっていくつもりでございます。

石川先生の具体的な提言につきましては、私ど
もつまびらかにしておりませんので何とも申し上
げようがございませぬけれども、石川先生は若手
大学に籍を置かれて、現場の農民に学べというこ
とを非常に強く主張されて、私もそのお書きにな
られたもの等拝見しまして常々敬服しているところ
でございます。私ども、こういう時期でもござ
いますから、さまざまな立場のさまざまな御意見
を、心を広く開いて謙虚に学ぶ姿勢が大切かとい
うふうに考えておるわけでございまして、私ども
の構造改善局内の農林土木の専門技術者に対して
も、そのようなことで十分今後の運用の遺憾のな
いようにしてまいりたい、かように考えておる次
第でございます。

○羽田国務大臣 近年の農業経営というのには非常
に高度化して行くということで、耕地につきまし
ても、例えば汎用化でありますとかあるいは農作
業の機械を導入しやすなもの、あるいは労働生産
性を高めるとか、いわゆるニーズというものが非
常に高くなってきた、整備の水灌といいますが、
やはりそういうものを高めていかなければなら
ない、そういう時代でございます。

聞きながら、効率のいいもの、そしてできるだけ負担の少ないものを、こういったものを、いろいろな高度なものを求めながらも、また技術の開発等によっても低めていくこともできるのじゃないか。いずれにいたしましても、今御指摘がございました点を私どもも十分踏まえながらこれから対応してまいりたい、かように考えております。

○武田委員 私は最後に、利用増進の問題がありまして、これは結局いい基盤整備をしておかぬと貸してやるとか——貸し借りが大部分ですが、そのときに、現実にそんな借りないという人が出てきているのです、それをやらないから、つまり兼業農家の方なんかはそんなの投げっぱなしにしておいてもいいという傾向がある、これは非常に専業農家や規模を拡大する農家にとっては支障を来しております。負担が大きいことと、さっき言ったように、米価が上がらないとかいう価格の問題等を含めたすべてがございまして、それから、転作作物をどうするかという問題もこれありますね。ですから、そういうものもろもろの中で、国がきちっと手を打ってやれば流動化も進むものが、農業委員やあるいは農協あるいは関係者の皆さん方の努力にもかかわらず進んでいかないという大きな欠陥はここにあるのです。

このことをやはりもう一度総点検をされまして、そして、これから本次に第三期、ポスト第三期もあるわけですから、そのときにこの基盤整備がもっと順調に進んでいかなければ、日本の農業、特に米を中心とした日本の農業というものは、ほとんど低迷して行くだけでなくて、分解して行くおそれがある、専業農家の皆さん方は一番苦労なさる、こういうことであつたら、日本の農業の安定的な基盤というものを確立をしていく問題で一番のみそをつけてしまふ。

私は羽田大臣は、これからのポスト第三期はあなたが成功するか失敗するかを握っていると思うわけがございまして、そのときに出てきたこの土地改良法というのは、その土台である一番重

要な一つの要素でありますから、この点をじっくりと心の中にとめられまして、機会があれば、先ほど申し上げたそういう地域の専門家の意見等々も十分に踏まえながら、効率的に、しかも金が十分に活用できて、なおかつ工期が進み、改良事業が進んでいくということの中で、農家の皆さんに、やはり新しい大臣になったときにはこういうふうに変わっていったという姿、現実の証拠を示してほしい、そして、日本の農業の夜明けをひとつこの点から農民の前に示してほしいという願いを込めまして、私の質問を終わりますが、どうか局長におかれまして、十分そういう関係者の、専門家の意見を取り入れて、謙虚に、そのよきものは今までの古いしきたりとか慣習にとらわれな

いで取り入れていくという大胆な発想を大臣と一緒にやってほしい、このことを要望いたします。これで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○大石委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○大石委員長 これより討論に入るのであります。討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

内閣提出、土地改良法及び特定土地改良工事特別会計法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○大石委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

ります。

提出者から趣旨の説明を聴取いたします。辻一彦君。

○辻(一)委員 私は、自主民主党・新自由国民連合、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、民社党・国民連合及び日本共産党・革新共同を代表して、土地改良法及び特定土地改良工事特別会計法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案の趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

土地改良法及び特定土地改良工事特別会計法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

最近の農業を取り巻く厳しい状況のもとで、土地改良事業の工期の大幅な遅延は、農家負担の増大をもたらす等農業経営に影響を与え、ともに、食料自給力の向上、農業生産の再編成、農業構造の改善を進めるうえで障害となつて

いる。

よって政府は、本法の改正を期に、工期遅延の回復を図るとともに、左記事項の実現に努め、土地改良事業の円滑な運営に遺憾なきを期すべきである。

記

一 第三次土地改良長期計画における計画事業量が達成されるよう必要な予算の確保に努めること。

二 従来方式の特別会計地区等には、工期の遅延をふせぎ事業の進捗を図るため特別の配慮を行うとともに、完了後における農家負担の軽減に資するよう各般の措置を講ずること。

三 土地改良事業計画の策定とその実施に当っては、関係者の意見を十分反映させるとともに、導入作物、地形・地質等地域の実情に即して経済的かつ効果的な施行に努め、農家負担の軽減を図ること。

四 土地改良事業の実施効果が十分発揮されるよう、導入作物の選定、機械の効率的利用等営農に対する指導の強化に努めること。

五 農道、排水路等地域全体に資する施設については、広く公的負担の確保に努めること。

六 土地改良事業推進における地方公共団体負担の重要性にかんがみ、土地改良事業に係る地方財源の確保に遺憾なきを期すること。

七 農村地域の混住化傾向に対処し、土地改良施設の維持管理が適切に行われるよう国及び地方公共団体の指導・助成の拡充に努めること。

八 農用地開発公団事業については、これが我が国農畜産業の健全な発展と農山村地域の活性化に果たしている役割の重要性にかんがみ、事業の安定的推進を図ること。

右決議する。

以上の附帯決議案の内容につきましては、質疑の過程等を通して委員各位の十分御承知のところと思ひますので、説明は省略させていただきます。何とぞ全員の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。(拍手)

○大石委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。採決いたします。

玉沢徳一郎君外四名提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○大石委員長 起立総員。よって、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

この際、ただいまの附帯決議につきまして、農林水産大臣から発言を求められておりますので、これを許します。羽田農林水産大臣。

○羽田國務大臣 ただいまの附帯決議につきましては、決議の御趣旨を尊重いたしまして、十分検討の上、善処するよう努力してまいりたいと思ひます。

○大石委員長 お諮りいたします。ただいま議決いたしました法律案の委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いた

いと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○大石委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○大石委員長 この際、農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案起草の件及び農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案起草の件について、順次議事を進めます。

まず最初に、農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案起草の件について議事を進めます。

本件につきましては、先般理事会におきまして御協議を願っていたのでありますが、本日、その協議が調い、お手元に配付いたしておりますとおりの起草案を作成した次第であります。

その内容につきまして、便宜、委員長から御説明申し上げます。

本案は、昭和五十七年三月末日をもって期限切れとなつてゐる農業協同組合合併助成法に基づく合併経営計画の認定制度の適用期間を、この改正法律の施行の日から昭和六十四年三月三十一日まで復活延長することとし、この合併経営計画の認定を受けて合併する農業協同組合に対し、従前と同様に、法人税、登録免許税、事業税等の軽減措置が適用されるよう、租税特別措置法等関係法律について所要の改正を行い、合併促進の一助としてようとするものであります。

以上がその内容であります。その詳細につきましては、お手元に配付してあります案文により御承知願いたいと存じます。

農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○大石委員長 この際、本案について、衆議院規則第四十八条の二の規定により、内閣において御意見があればお述べ願いたいと存じます。羽田農林水産大臣。

○羽田国務大臣 本法律案につきましては、政府としては、やむを得ないものと考えます。

御可決された際には、その趣旨を体し、その適切な運用に努めてまいらる所存でございます。

○大石委員長 お諮りいたします。

お手元に配付いたしております農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案の草案を本委員会の成案と決定し、これを委員会提出の法律案としたと存じますが、これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○大石委員長 起立多数。よって、本案は委員会提出の法律案とすることに決定いたしました。

○大石委員長 次に、農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案起草の件について議事を進めます。

本件につきましては、先般理事会におきまして御協議を願っていたのでありますが、本日、その協議が調い、お手元に配付いたしておりますとおりの起草案を作成した次第であります。

その内容につきまして、便宜、委員長から御説明申し上げます。

本案は、酪農の健全な発達に資するため、農林漁業金融公庫が行う乳業者に対する牛乳の処理または乳製品の製造に必要な施設の造成等に必要資金の融通に関する臨時措置の期限、すなわち昭和六十一年三月三十一日をさらに五年間延長しようとするものであります。

以上がその内容であります。その詳細につきましては、お手元に配付してあります案文により

御承知願いたいと存じます。

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○大石委員長 お諮りいたします。

お手元に配付いたしております農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案の草案を本委員会の成案と決定し、これを委員会提出の法律案としたと存じますが、これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○大石委員長 起立総員。よって、本案は委員会提出の法律案とすることに決定いたしました。

なお、ただいま決定いたしました両案の提出手続等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○大石委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○大石委員長 この際、内閣提出、農業改良資金助成法による貸付金等の財源に充てるための日本中央競馬会の国庫納付金の納付等に関する臨時措置法案を議題とし、趣旨の説明を聴取いたします。

羽田農林水産大臣。

農業改良資金助成法による貸付金等の財源に充てるための日本中央競馬会の国庫納付金の納付等に関する臨時措置法案

〔本号末尾に掲載〕

○羽田国務大臣 農業改良資金助成法による貸付金等の財源に充てるための日本中央競馬会の国庫

納付金の納付等に関する臨時措置法案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

農業改良資金制度は、農業者の創意工夫に基づく合理的な生産方式の導入等のための無利子資金の貸し付けを通じて、農業経営の安定と農業生産力の増強に貢献しているところであります。この農業改良資金制度につきましては、今日の我が国農業をめぐる内外の厳しい情勢に対処し、生産性の高い農業の実現を目指して農業経営基盤の強化を一層推進するため、同資金の拡充を行うとともに、これに要する財源につきましては、現下の財政事情にかんがみ、一般会計からの繰り入れに加えて、特別の財源を緊急に確保する必要が生じております。

政府といたしましては、このような状況に対処するため、日本中央競馬会の協力のもとに、昭和六十一年、六十二年年度限りの特別措置として、同会の競馬事業の円滑な運営に支障のない範囲内で、同会に積み立てられている特別積立金の一部を国庫に納付させ、これを農業改良資金の政府貸付金等の財源に充てることとし、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして、御説明申し上げます。

第一に、日本中央競馬会は、昭和六十一年、六十二年事業年度において、日本中央競馬会法の規定による通常の国庫納付をするほか、特別積立金のうち百五十億円ずつ合計三百億円を特別国庫納付金として、国庫に納付しなければならぬものとすることであり、

第二に、この特別国庫納付金は、農業経営基盤強化措置特別会計の歳入とし、農業改良資金の政府貸付金等の財源に充てるものとするのであります。

以上がこの法律案の提案の理由及び主要な内容であります。何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○大石委員長 以上で本案の趣旨の説明は終わりました。

次回は、明二十六日水曜日午前九時五十分理事會、午前十時から委員會を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十一時二十八分散会

農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案

農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案

附則第二項中「及び農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律」を「農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律」に改め、「昭和五十七年三月三十一日まで」の下に「及び農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第 号）の施行の日から昭和六十四年三月三十一日まで」を加える。

附則 附則第一項 附則第二項 附則第三項 附則第四項 附則第五項 附則第六項 附則第七項 附則第八項 附則第九項 附則第十項 附則第十一项 附則第十二項 附則第十三項 附則第十四項 附則第十五項 附則第十六項 附則第十七項 附則第十八項 附則第十九項 附則第二十項 附則第二十一項 附則第二十二項 附則第二十三項 附則第二十四項 附則第二十五項 附則第二十六項 附則第二十七項 附則第二十八項 附則第二十九項 附則第三十項 附則第三十一項 附則第三十二項 附則第三十三項 附則第三十四項 附則第三十五項 附則第三十六項 附則第三十七項 附則第三十八項 附則第三十九項 附則第四十項 附則第四十一項 附則第四十二項 附則第四十三項 附則第四十四項 附則第四十五項 附則第四十六項 附則第四十七項 附則第四十八項 附則第四十九項 附則第五十項 附則第五十一項 附則第五十二項 附則第五十三項 附則第五十四項 附則第五十五項 附則第五十六項 附則第五十七項 附則第五十八項 附則第五十九項 附則第六十項 附則第六十一項 附則第六十二項 附則第六十三項 附則第六十四項 附則第六十五項 附則第六十六項 附則第六十七項 附則第六十八項 附則第六十九項 附則第七十項 附則第七十一項 附則第七十二項 附則第七十三項 附則第七十四項 附則第七十五項 附則第七十六項 附則第七十七項 附則第七十八項 附則第七十九項 附則第八十項 附則第八十一項 附則第八十二項 附則第八十三項 附則第八十四項 附則第八十五項 附則第八十六項 附則第八十七項 附則第八十八項 附則第八十九項 附則第九十項 附則第九十一項 附則第九十二項 附則第九十三項 附則第九十四項 附則第九十五項 附則第九十六項 附則第九十七項 附則第九十八項 附則第九十九項 附則第一百項

附則第一項 この法律は、昭和六十一年四月一日から施行する。

附則第二項 この法律は、昭和六十一年四月一日から施行する。

附則第三項 この法律は、昭和六十一年四月一日から施行する。

附則第四項 この法律は、昭和六十一年四月一日から施行する。

附則第五項 この法律は、昭和六十一年四月一日から施行する。

附則第六項 この法律は、昭和六十一年四月一日から施行する。

附則第七項 この法律は、昭和六十一年四月一日から施行する。

附則第八項 この法律は、昭和六十一年四月一日から施行する。

第一類第八号

農林水産委員會議録第七号

昭和六十一年三月二十五日

四年三月三十一日までの間に農業協同組合合併助成法附則第二項の規定により同法附則第三項の認定を求め、昭和六十一年法律第 号の施行の日以後に当該認定を受けたもの」を加える。

附則第十八条第七項中「除く」の下に「以下この項において同じ」を加え、「農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律」を「昭和五十五年法律第五号」に改め、同項に後段として次のように加える。

青色申告書を提出する農業協同組合が昭和六十一年法律第 号の施行の日から昭和六十四年三月三十一日までの間に農業協同組合合併助成法附則第二項の規定により同法附則第三項の認定を求め、昭和六十一年法律第 号の施行の日以後に当該認定を受けた場合における法人税についても、同様とする。

附則第十八条第八項中「前項」を「前項前段」に改め、同項に後段として次のように加える。前項後段の規定の適用がある場合における租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第 号）による改正後の租税特別措置法第六十一条及び第六十三条の規定の適用についても、同様とする。

附則第二十三条第十五項中「農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律」を「昭和五十五年法律第五号」に改め、同条に次の一項を加える。

16 農業協同組合が昭和六十一年法律第 号の施行の日から昭和六十四年三月三十一日までの間に農業協同組合合併助成法附則第二項の規定により同法附則第三項の認定を求め、昭和六十一年法律第 号の施行の日以後に当該認定を受けた場合における場合における当該合併後存続する農業協同組合又は当該合併により設立した農業協同組合が当該合併に係る登録免許税については、租税特別措置

法の一部を改正する法律（昭和五十八年法律第十一号）による改正前の租税特別措置法第八十一条の二第一項の規定の例による。

理由

農業協同組合の合併の促進を図る必要性がなお存続している実情にかんがみ、農業協同組合合併助成法に定める合併経営計画の樹立及び認定に関する措置等を更に昭和六十四年三月三十一日まで実施する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案の施行に伴い、農業協同組合が合併する場合の課税の特例による法人税及び登録免許税の減免額は、今後の合併の状況によるが、過去の実績をもとに推計すると一合併組合当たりで平年度約四百五十万円と見込まれる。

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案 農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号）の一部を次のように改正する。 附則第二十三項中「二十五年」を「三十年」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

酪農の健全な発達に資するため、農林漁業金融公庫が行う乳業者に対する牛乳の処理又は乳製品の製造に必要な施設の造成等に必要資金の融通に関する臨時措置を更に五年を限り延長する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

農業改良資金助成法による貸付金等の財源に充てるための日本中央競馬会の国庫納付金の納付等に関する臨時措置法案 農業改良資金助成法による貸付金等の財源に充てるための日本中央競馬会の国庫納付金の納付等に関する臨時措置法案

（趣旨） 第一条 この法律は、農業改良資金助成法（昭和三十一年法律第百三十二号）第三条の規定による都道府県に対する貸付金等の財源を緊急に確保し、もつて農業経営基盤の強化に資するため、昭和六十一年度及び昭和六十二年度における日本中央競馬会の国庫納付金の納付及び農業経営基盤強化措置特別会計の歳入の特例等を定めるものとする。

（日本中央競馬会の国庫納付金の納付の特例） 第二条 日本中央競馬会は、昭和六十一年事業年度及び昭和六十二年事業年度において、毎事業年度、日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）第二十七条の規定による国庫への納付をするほか、同法第二十九条第二項の規定にかかわらず、同条第一項の規定による特別積立金のうち三百億円の二分の一に相当する金額を当該事業年度の四月一日から六月三十日までの間に国庫に納付しなければならない。

2 前項の規定による国庫納付金（次条において「特別国庫納付金」という。）の額に相当する金額は、日本中央競馬会法第二十九条第一項の規定による特別積立金の額から減額して整理するものとする。

（農業経営基盤強化措置特別会計の歳入の特例等） 第三条 特別国庫納付金は、その納付された年度における農業経営基盤強化措置特別会計の歳入とする。

2 前項の規定により農業経営基盤強化措置特別会計の歳入とされる特別国庫納付金の額に相当

する金額は、農業改良資金助成法第三条の規定による都道府県に対する貸付金及び当該貸付けに関する事務に要する費用の財源に充てるものとする。

附則

この法律は、昭和六十一年四月一日から施行する。

理由

農業改良資金助成法第三条の規定による都道府県に対する貸付金等の財源を緊急に確保し、もつて農業経営基盤の強化に資するため、昭和六十一年度及び昭和六十二年度における日本中央競馬会の国庫納付金の納付及び農業経営基盤強化措置特別会計の歳入の特例等を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

第一類第八号

農林水産委員会議録第七号

昭和六十一年三月二十五日

昭和六十一年三月二十九日印刷

昭和六十一年三月三十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

V